

平成 27 年度 事業計画書

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

事業計画

I 平成 27 年度運営方針

武蔵野市の高齢化率は 21.6%（平成 27 年 1 月 1 日）に達し、平成 37 年（2025 年）には 24.1% に達すると推計されており、高齢者を含む世帯類型の半分以上が単独世帯及び高齢者のみ世帯となっています（平成 22 年度東京都福祉保健基礎調査）。障害者については、制度や法律が整備されつつある一方で、高齢化が進むなど転換期を迎えており、また、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加が指摘されています。

本年度は、第二期中長期事業計画の初年度となることから、計画を着実に推進し、高齢者、障害者、生活困窮者等に対し必要なサービスを提供することで、市民が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援してまいります。

また、介護保険制度の改正による介護報酬の引き下げ、要支援者に対する介護予防給付の地域支援事業化も予定されており、効率的な事業運営に努めるとともに、市と連携し的確に対応してまいります。

昭和 56 年 4 月に全国で初めて提供した「有償在宅福祉サービス」を「つながりサポート」に引き継ぎ、今後も高齢者等が安心して在宅生活を送れるよう支援してまいります。また、高齢者人口の増加に伴い、認知症状を有する高齢者も増えていくことが見込まれることから、市民が広く利用しやすい権利擁護の体制を構築していきます。

また、就職の希望があっても就職先を見つけることができない就労世代が増えています。福祉公社では、平成 27 年度から開始される生活困窮者自立支援法に基づく事業を受託し、就労も含めた生活全体の再構築を支援していきます。

平成 26 年 5 月、武蔵野市財政援助出資団体の在り方検討委員会報告書において、財政援助出資団体の将来像について一定の方向性が示されました。この報告については、市の第五期長期計画調整計画策定の中で検討中ではありますが、示された見直し案については、福祉公社においても検討を行ってまいります。

本年度は、これらの 4 項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでまいります。

（重点項目）

- 1 介護保険制度改正への対応
- 2 新たな在宅サービスの事業の展開
- 3 生活困窮者自立支援法関連事業の展開
- 4 武蔵野市財政援助出資団体の在り方検討委員会の見直し案に関する検討

公益財団法人武蔵野市福祉公社

理事長 長 澤 博 暁

Ⅱ 本部事業（301,172 千円）

有償在宅福祉サービス事業及び権利擁護事業等（133,049 千円）

1 有償在宅福祉サービス事業（55,547 千円）

有償在宅福祉サービスは、2年間の経過措置後、平成28年度末で終了となります。有償在宅福祉サービスのご利用者が不安なく他の事業に移行できるよう、十分な相談と支援をしていきます。

2 つながりサポート事業（1,778 千円）

家族機能の希薄な独居高齢者や判断力の低下した認知症高齢者が、安心して地域で在宅生活を送って頂くために、つながりサポート事業を実施します。「基本サービス」を軸に、「入院・入所支援サービス」「緊急支援サービス」「随時訪問サービス」「没後支援サービス」等の個別サービスをサービス量に応じた利用料金で提供します。パンフレットや講座等で、広く広報を行っていきます。

3 啓発普及事業（1,023 千円）

「市民のための老いじたく講座」は、「基礎講座」の他、遺言・成年後見制度を主とする「専門講座」を開催します。また、「出前講座」にも積極的に取り組み、情報提供や相談事業により、市民が地域で自立して健やかな老後生活を送るための支援を行ってまいります。さらに、介護する就労世代向け市民にも、気軽に参加できる講座の設定を検討していきます。

今年度も引き続き、没後の希望を伝えていくことで、ご本人の安心感を高め、家族の負担を軽減できるよう「エンディングノートの書き方」講座を開催し、老いじたくの支援に取り組みます。

4 権利擁護事業（27,192 千円）

地域福祉権利擁護事業の契約には一定の期間が必要なため、権利擁護または成年後見開始までの間の緊急一時対応として、本人意思の代弁・仲介、財産の保管、金銭管理等を「権利擁護レスキュー」として実施します。

本年度も、生活保護費等の金銭を適切に管理することが難しく生活に支障をきたしている生活保護受給者が、安定した社会生活を営めるよう、生活保護費等の金銭管理、相談等に係る「生活保護受給者金銭管理支援業務」を武蔵野市より受託し実施します。

5 地域福祉権利擁護事業（5,832 千円）

広く市民の方が権利擁護制度を利用できるよう、利用料金が低額に設定されている、地域福祉権利擁護事業を実施していくとともに、利用促進のため

の広報を進めてまいります。今後、対象人数が増加することから、専門員としての対応力強化に努め、利用者に直接サービスを提供する生活支援員の養成を行ってまいります。

6 成年後見事業（24,045 千円）

武蔵野市の成年後見制度推進機関として、成年後見制度の推進に努めます。また、専門職間での情報共有、研修を実施し、連携を強化していく連絡会の設置の準備を進めます。

さらに法人として成年後見人等及び任意後見受任者に任じます。法律行為の代理事務のみならず、広く利用者の暮らしを支援します。さらに、市長による成年後見申立ての成年後見人等を受任します。

東京都社会福祉協議会北多摩北部ブロック及び近隣社会福祉協議会と共同で「後見人等候補者養成事業」を開催し、社会貢献型市民後見人育成に努めます。また、昨年同様、修了者に対するフォローアップ研修を実施し、社会貢献型市民後見人の資質の向上に取り組んでいくとともに、後見監督業務においても、社会貢献型市民後見人へのバックアップ体制の強化に努めます。

7 生活困窮者自立相談支援事業（11,145 千円）

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対する「生活困窮者自立相談支援事業」を市より受託いたします。離職や不安定就労のため、安定した生活を営むことができない市民に対しての「第2のセーフティネット」として包括的な支援を行います。支援員が生活困窮者に寄り添い、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活の自立や社会的自立など、本人の状態に応じた自立を、関係機関と連携しながら支援を行います。

8 住居確保給付金事業（6,487 千円）

生活困窮者自立支援法の一環として、離職により住宅を喪失、または喪失する恐れのある生活困窮者に対し、新たな就労につながるまでの一定期間、家賃相当の「住居確保給付金」を支給する申請窓口業務を市から受託し、支援を行います。

居宅介護支援事業及び訪問介護事業（168,123 千円）

9 居宅介護支援事業（16,630 千円）

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。平成27年度の介護保険改正における新たな体制加算を26年度同様維持し収入の安定を図ります。

武蔵野市居宅介護支援事業所連絡協議会の幹事として、武蔵野市で事業展開する指定居宅介護支援事業者間の連携・相互補完を図り、情報の共有、及びサービスの質の向上等に取り組みます。

10 訪問介護サービス事業（117,756 千円）

介護保険法に基づく訪問介護サービス事業を実施します。

市内居宅介護支援事業所及び、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市関係機関等と地域包括ケアの観点から、多機関・多職種連携を、進めてまいります。

また土日のヘルパー時間給をアップすることや積極的に広報を行うことで、人材の確保に努めます。

市内の訪問介護事業所のサービスの質の向上に取り組むため、市役所や訪問介護事業者連絡会と協議しながら、一体的な研修が行えるようにしていきます。

なお、平成 27 年度の介護保険法改正においては、要支援 1・2 の対象者について、訪問介護と通所介護は、従来の介護保険給付から外れ、保険者による「地域支援事業」へ移行いたします。「地域支援事業」対象者へのサービス提供について、市とともに検討してまいります。

11 居宅介護サービス事業（11,677 千円）

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が、地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう、身体介護、家事援助、通院等の介助を行うとともに、関係諸機関と連携を取りながら支援してまいります。

12 生活支援事業【受託事業】（18,255 千円）

武蔵野市単独事業である生活支援ヘルパー派遣、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を実施します。地域で安心して住み続けられるために的確な支援を行うことで、介護保険によらない高齢者の在宅生活の質を高める一環としての役割を担います。生活支援ヘルパー派遣については、従来どおりの市からの介護保険非該当者等の受託事業としてサービス展開し、また、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業については、平成 26 年度利用者が倍増したことを踏まえ、事業の検証、今後の提供方法について、市とともに検討してまいります。

13 ホームヘルパー養成等講習事業（4,565 千円）

「介護職員初任者研修」を実施します。専門知識のみならず、幅広い視野を持ち、主体的に取り組んでいける専門的な人材を育成していきます。広く介護人材を確保していくためにも、介護職についての広報を行うとともに講

習終了後一定時間実務に就いた受講生には、講習費の8割を返還する「ケアキャリア27」の実施や、その他受講しやすい仕組みを検討していきます。

要支援者に対する介護予防給付の地域支援事業化が、平成27年度以降に予定されています。事業を担う人材の確保、育成について市役所と協議しながら高齢者を地域で支えていく体制の整備に取り組んでいきます。

また、認知症高齢者見守り支援事業を担うヘルパーの養成及びフォローアップのための研修も実施します。

Ⅲ 高齢者福祉施設の管理運営等受託事業（360,889千円）

高齢者総合センター受託事業（290,646千円）

高齢者の福祉増進を図るため、「センターの管理運営」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」の三事業を市の指定管理事業として、「在宅介護支援センター事業」、「補助器具センター事業」の二事業を市からの受託事業として、「一人ひとりが住み慣れた地域で自立して暮らす」ことを支援する視座で運営します。

14 高齢者総合センターの管理運営事業【指定管理事業】（58,095千円）

社会資源である高齢者総合センターの利用目的に沿い、高齢市民が利用しやすいよう、センターの管理運営を十全に行います。

地域で福祉活動に携わっている市民や福祉団体と連携して「地域で支え合う福祉のまちづくり」の一端を担っていきます。

開設後20年以上が経過している施設の維持管理経費を節減するため、第三者によるコンサルティング導入について市と協議していきます。

15 在宅介護支援センター事業【受託事業】（52,830千円）

地域包括ケアの実現を目指して、在宅要介護高齢者等に対し、総合的な相談に応じ、保健・福祉の各種サービスを提供するために、在宅介護支援事業を行います。

迅速に個別ニーズを把握し、しかるべき社会資源に繋いで生活ニーズを充足するとともに、予防的見地からも、独居高齢者等の把握や孤立防止の取り組み等に努めます。

家族介護支援教室「みどりの輪」を継続実施し、介護者家族やプレ家族介護者の相談に応じ、情報提供するとともに、当事者間の支え合いの交流を図ります。さらに介護技法の指導、心理的支援の点でも力を注ぎ、介護生活を送る市民の心の拠り所としての場を提供します。さらにデイサービスセンターなど他部署の各機能も活用して支援します。

地域包括支援センター・ブランチ事業を受託し、高齢者虐待、権利擁護、困難事例等に機動的に対応します。

また、スタッフのスキルを涵養するため、日常業務におけるチーム制やOJT、各種研修会への参加など、様々な手段により資質の向上を図ります。

16 補助器具センター事業【受託事業】(22,894千円)

利用者の在宅生活継続やその限界点を高めるため、作業療法士が、福祉用具の選定・使用、住宅改修の実施、日常生活に支障がある市民の生活動作の習得等について、アドバイスします。

また、民間事業者やケアマネジャーの実務能力向上を図ります。

さらに、スピーチセラピー（言語療法）やコンチネンス（排泄排尿管理）等の専門相談を市内の専門職と連携して展開します。

17 デイサービスセンター事業【指定管理事業】(100,109千円)

公設民営のデイサービスとして、重介護や医療ニーズのある利用者、多課題利用者を受け入れるなど、市内のデイサービス事業者の下支え機能を発揮します。

利用者の在宅生活の継続を図るため、日常生活上の必要なお世話を基本に、個別機能訓練と入浴サービスに注力してサービスを提供します。入浴サービスに関しては、設備の老朽化が進んでいます。安全にサービス提供できるよう市と協議しながら環境を整備します。

運動系のプログラムだけではなく、多彩なプログラムや四季折々の行事を実施することにより、情緒面からも働きかけ、利用者の心身機能の維持向上を図ります。また、介護にあたる家族との日々のコミュニケーションも積極的に行い、年1回は個人面談を実施して家族の身体的・精神的負担を軽減し、レスパイトの確保も図ります。

ご利用者の心身状況等からショートステイ利用や入院リスクが高く、安定した通所者確保が難しい面がありますが、ケアマネジャーとの連携等を密にし、必要に応じて家庭訪問等を行い、利用者に適したサービスを提供する等の特長や実績をアピールして、高い稼働率を上げることを目指します。

地域に開かれたデイサービスセンターを目指し、近隣の未就学児とその保護者を季節行事に招き、世代間交流を行います。また、若者就労サポートネットとの協力により社会復帰を目指す若者のボランティア活動の受け入れも積極的に行います。さらにボランティアセンター武蔵野への協力、地域住民への広報、社会活動センター受講生への働きかけなど様々に対応します。

高齢者総合センターで事業展開している利点を生かし、社会活動センターと共催し、受講者によるボランティア活動等を受け入れます。また、在宅介護支援センター・補助器具センターと協働して家族介護者支援にも当たりま

す。

市内デイサービスセンターの幹事事業者として、市内の事業者のケア水準の向上を主導し、情報発信の拠点としての役割を担い、相互交流、情報交換と自主勉強会を定期的を実施します。

また、スタッフの資質向上のために研修等に積極的に参加し、その成果も上記の自主勉強会を通じて市内事業者と共有します。

18 社会活動センター事業【指定管理事業】(56,718千円)

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、利用者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供する事業を、市の指定管理者として実施します。

平成 27 年度の介護保険制度改正に対応し、介護予防の支援をさらに充実させるため、健康づくりと介護予防に寄与する内容の充実を図ります。また、より多くの高齢者に社会参加の機会を提供できるように、これまで実施してきた施設・備品の貸出しや、講師の紹介に加え、自主グループの組織運営に関する相談会や研修を実施して、自主グループの活動を支援します。また、サポートボランティアの協力を得て、要援助受講者の支援も充実させていきます。

高齢者の生きがいと健康作りのために、「地域健康クラブ」を各コミュニティ協議会と協働し、コミュニティセンター等 18 会場で 21 コース実施し、受講者の生きがいと健康づくりを支援します。

「地域健康クラブ」受講者が年々高齢化しているため、体力の強弱にかかわらず安全に受講できるように、コース設定の見直し等、より一層体力レベルに応じた対応について検討を行います。

境南小学校と協働し、高齢者と小学生との交流を図りながら、趣味の講座を実施する世代間交流事業を実施します。

地域福祉活動を支援していくため、講座受講者以外の一般市民も、施設を訪れることのできる機会を創出していくとともに、センター内に地域福祉活動に関する資料等を整備し、地域活動の担い手への動機付けを行います。現在、社会活動センターの受講者、地域福祉の諸団体等と協働して、コミュニティカフェを定期的を開催し、市民の地域活動参加へのきっかけづくりを行っていますが、このような事業の拡充を検討します。さらに、地域団体とともに、新たな地域福祉活動への支援策の検討を行います。

なお、自主事業である『ふれあいまつもと』については、同様の基会所機能を持つ市の施設が付近にあることから、運営継続の必要性や、継続する場合の適正な受益者負担等について検討します。

北町高齢者センター受託事業（70,243 千円）

19 北町高齢者センター受託事業【指定管理事業】（70,243 千円）

（1）デイサービス事業（コミュニティケアサロン）

市の指定管理事業として、デイサービス事業を実施します。

介護報酬の改定により、コミュニティケアサロンとしての運営が困難になることが想定されます。開設当初の在り方を維持継続していくのか、新たな課題に対応していく施設とするのか等について、今後市と協議しながら検討を進めるため、今年度は利用者ニーズ等の調査を行っていきます。

開設以来活動しているボランティアの高齢化が進んでいますが、元気高齢者の活躍の場として、利用者との交流が、相互に心身によりよい効果を生み出せるよう働きかけていきます。また、世代間交流を広げるため、地域の大学や団体との連携を進め、新たなボランティア人材を育成していきます。

ボランティア講習会と家族介護教室を一体化して実施し、相互理解を深める機会にするなど、家族支援を多面的に実践します。

職員研修では、センターの特性を活かして質の高いサービスを提供できるように、ボランティアコーディネートと認知症について重点的に学びます。

（2）小規模サービスハウス

市の指定管理事業として、小規模サービスハウス事業を実施します。

小規模サービスハウスはコミュニティケアサロンにとって一番身近な地域社会と言えます。入居者が積極的にセンター行事に参加するなど、交流の機会を増やします。

また入居者にとって、ライフキーパーや職員が気軽に相談できる存在であるよう日常的に交流し、生活課題の相談等により入居者を支援していきます。

IV 管理費（71,685 千円）

20 管理費（71,685 千円）

（1）福祉公社の組織運営事業

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

平成 26 年度に社屋を取得したことから、適切な維持管理を行っていくため、長期保全計画を策定します。

（2）人材の育成

今後の事業転開を踏まえ公社の事業目的を達成するために、必要とされる職員像を明らかにし、職層や年次に応じた研修内容・体系を検討します。また、固有職員が主体となり法人運営を行う将来を見据え、経営能力を培

う研修を実施します。

(3) 事務事業評価の実施

公社が実施している事業が市民の課題・ニーズに合った必要な事業なのか、公社が行うべき事業なのか、事業に要する費用は適切なのかな等を検証するため、事務事業評価を実施します。

(4) 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会との統合の検討

市の財政援助出資団体の在り方検討委員会において、中長期的に福祉公社と社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会の統合という方向性が示されたことから、市民共助による福祉を推進していくうえで望ましい組織形態の在り方、仮に統合するとした場合の課題等を明らかにするため、武蔵野市及び、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会とともに、事務レベルの検討組織を設置し、検討を行います。

(5) 広報の充実

ホームページの更なる内容充実を図り、市民・利用者への情報提供と説明責任を果たします。また、効果的な広報の手法を検討します。

(6) 第二期中長期事業計画・財政健全化計画の推進

平成 27 年度から計画開始となる「第二期中長期事業計画・財政健全化計画」を着実に推進していくため、進捗状況について進行管理を行います。